

職員が感染源とならないための取り組み

< 体調管理 >

- 職員は出勤前に検温し、発熱・風邪症状などがある場合、自宅待機としています。また、昼休憩時にも検温し、毎日職員の体温と風邪症状の有無を記録し、職員一人一人の体調を管理しています。

< 感染経路抑制 >

- 職員に発熱または風邪症状がある場合、解熱し症状がなくなった日から1週間は自宅待機としています。この間に再発熱の無いことを確認した後に、出勤を再開しています。
- 職員の同居家族が発熱または風邪症状のある場合も同様に、家族が解熱し症状がなくなった日から1週間、職員は自宅待機としています。
- 職員の同居家族が通う学校や職場で、新型コロナウイルスの感染が確認された場合、濃厚接触の有無に関わらず、感染者の最終登校日・出勤日から2週間は自宅待機としています。
- 職員が自宅待機の後に出勤を再開する場合、適宜PCR検査を行い、感染の無いことを確認しています。

< 業務内感染対策 >

- 受診者と直接接することのない職員を含め、全職員が常時マスクを着用しています。また、休憩時間でもマスクを外しての会話を禁止しています。尚、外食は禁止しています。
- 職員は出勤時に手指消毒や手洗いを徹底し、勤務中も適宜、手指消毒や手洗いを行っています。
- 職員の休憩室は使用した者が食事後にテーブル等の消毒を行っています。業務で使用するデスクやパソコン、電話機などの消毒は始業時及び適宜行っています。また、多人数での会議は禁止とし、職員間での感染がおこらないように努めています。

< 感染リスク軽減（遮断） >

- 外部との接触を可能な限り抑えるために、職員の出張、外部研修の参加を禁止し、やむを得ない場合を除き部外者の入館も禁止しています。やむを得ず入館する場合でも、マスク着用と検温を義務付けています。
- リモートワークが可能な職種については、出勤を最小限に抑え、可能な限りリモートワークを行っています。

< 感染者発生時対応 >

- 万一、職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所等の指示に従い、直ちに万全の対策を講じます。
- 感染疑い者が発覚した時点で、感染経路と行動履歴、接触者調査します。必要に応じて感染陽性となる前にでも関係者にPCR検査を行い、感染拡大がないように対処します。